

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境の形成及び町内の景観の向上を図るため、町内にある空家の除去を行う者に対し、予算の範囲内で交付する令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 人の居住の用に供していた町内の所在する住宅（長屋又は共同住宅は除く。）で居住されていないものをいう。
- (2) 解体撤去業者 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく業種（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）の許可、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者（それぞれ県内に本店又は営業所を有する建設業者又は解体工事業者（個人事業者を含む。）に限る。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。）
- (3) 除去工事 空家の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。空家本体に附属しない敷地内の工作物（物置、門扉、屏等）、庭木及び車両の解体、撤去及び処分に要する費用は含まない。

(補助対象空家)

第3条 補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一戸建て住宅又は併用住宅で、住居部分の床面積が2分の1以上のもの
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者より除去について同意を得ているもの
- (3) 公共事業等の補償の対象でないもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件すべてに該当する者とする。

- (1) 補助対象空家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者若しくはその相続人又はそれらの者から除去工事についての同意を得た者（法人を除く。）

- (2) 本町における納付すべき町税等を滞納していない者
 - (3) 朝日町暴力団排除条例（平成24年条例第号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
- （補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる除去工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空家を除去し、原則として当該空家の所在する土地を更地にする工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 解体撤去業者が請け負う工事
 - (2) 補助金交付決定書の通知の日以降に契約し、着手した工事
- （補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円（町内業者が補助対象工事を施工した場合は、75万）を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、交付対象者1人につき1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事着手前に令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空家の現況写真（台所など住居だったことが分かる内部写真と外観写真）
- (2) 補助対象空家の平面図又は見取図
- (3) 補助対象空家の固定資産税家屋台帳の写し
- (4) 補助対象工事見積書の写し（その他の建築物を同時に解体する場合は、補助対象経費を明確にする。）
- (5) 解体撤去業者の許可の通知書又は登録の通知書の写し
- (6) 同意書（別記様式第2号）及び当該同意書の同意者における印鑑証明書（申請者が同意を受けた場合に限る。）
- (7) 閲覧同意書（別記様式第3号）
- (8) 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書を提出した補助対象者は、町職員が補助対象空家に該当することを調査するため、必要最小限度において、当該空家の敷地内に立ち入り、必要部分の写真撮影を行うことに同意するものとし、これに協力しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、補助金の交付をしないことを決定したときは、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更又は中止)

第9条 補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更しようとするときは、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金変更申請書(別記様式第6号)に当該変更内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、当該変更による補助金の増額は認めない。

2 町長は、前項の規定による変更を認めたときは、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、事情により補助対象工事を中止するときは、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金中止届(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金実績報告書(別記様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事請負契約書の写し

(2) 補助対象工事領収書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)

(3) 補助対象工事の完了写真と除去工事中の写真

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し

(5) 建設リサイクル法第10条第1項に規定する届出書の写し(補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象工事である場合に限る。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金額確定通知書(別記様式第10号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金請求書(別記様式第11号)により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

（表）

令和 年 月 日

朝日町長 あて

申請者 住所

氏名

印

電話

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付申請書

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第7条に基づき、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

補助対象空家の所有者	住 所 氏 名
補助対象空家の所在地	
構 造 及 び 床 面 積	
建 築 年	
補 助 対 象 経 費	
補 助 金 申 請 額	
申請額の算出根拠	補助対象経費 $\text{円} \times 1/2 =$ 円 (50万円を限度とする。ただし、町内業者が施工した場合の限度額は、75万円とする。)
施 工 業 者	住 所 業者名
事 業 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
備 考	

(裏)

添付書類

- (1) 補助対象空家の現況写真（台所など住居だったことが分かる内部写真と外観写真）
- (2) 補助対象空家の平面図又は見取図
- (3) 補助対象空家の固定資産税家屋台帳の写し
- (4) 補助対象工事見積書の写し（その他の建築物を同時に解体する場合は、補助対象経費を明確にする。）
- (5) 解体撤去業者の許可の通知書又は登録の通知書の写し
- (6) 同意書（別記様式第2号）及び当該同意書の同意者における印鑑証明書（申請者が同意を受けた場合に限る。）
- (7) 閲覧同意書（別記様式第3号）
- (8) 委任状（代理者が申請する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

令和 年 月 日

朝日町長 あて

申請者 住所
氏名 ⑩
電話

同意書

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第7条第6号の規定に基づき、上記申請者が補助対象空家を除去し、当該補助金の交付を受けることに、下記のとおり同意します。

記

1 補助対象空家所在地

2 同意者 住所 _____

氏名 _____ ⑩ （空家所有者・相続人・土地所有者）

電話 _____

※同意者の氏名は自署とし、印鑑証明書を添付すること。

別記様式第3号（第7条関係）

令和 年 月 日

朝日町長 あて

申請者 住所

氏名

⑩

電話

閲覧同意書

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付申請書にあたり、町民税等に係る課税台帳、徴収簿、その他の収入状況、課税台帳、資産状況を確認できる書類を閲覧することに同意します。

別記様式第4号（第8条関係）

令和 年 月 日

様

朝日町長

印

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました補助事業について、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

別記様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

様

朝日町長

印

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました補助事業について、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の不交付を決定しましたので通知します。

記

補助金を交付しない理由

別記様式第6号（第9条関係）

令和 年 月 日

朝日町長 あて

申請者 住所

氏名

⑩

電話

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金変更申請書

令和 年 月 日付け朝建水発第 号をもって補助金の交付決定のあった補助事業について、次のとおり内容を変更したいので、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

変更内容

別記様式第7号（第9条関係）

令和 年 月 日

様

朝日町長

印

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更交付申請のありました補助事業について、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、補助金の変更を決定しましたので通知します。

記

補助金の変更決定内容

別記様式第8号（第9条関係）

令和 年 月 日

朝日町長 あて

申請者 住所

氏名 ⑩

電話

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助工事中止届

令和 年 月 日付け朝建水発第 号をもって補助金の交付決定のあった補助事業について、次のとおり中止したいので、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

中止の理由

令和 年 月 日

朝日町長 あて

申請者 住所
氏名
電話

㊞

令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け朝建水発第 号をもって補助金の交付決定のあった補助事業について次のとおり完了したので、令和8年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象経費の総額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助対象空家の所在地
- 4 補助事業着手年月日 令和 年 月 日
- 5 補助事業完了年月日 令和 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 補助対象工事請負契約書の写し
 - (2) 補助対象工事領収書の写し
 - (3) 補助対象工事の完了写真
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
 - (5) 建設リサイクル法第10条第1項に規定する届出書の写し（補助対象工事が建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象工事である場合に限る。）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

令和 年 月 日

様

朝日町長

印

令和 8 年度朝日町空家除去支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告がありました補助事業について、令和 8 年度朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、補助金交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

補助金の振込予定日 令和 年 月 日（ ）

振込先 銀行 支店

※振込日は前後する場合があります。

令和 8 年度朝日町空家除去支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、先に確定通知があった令和 8 年度朝日町空家除去支援事業補助金として、令和 8 年度
s
朝日町空家除去支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき請求します。

住 所
氏 名
電 話
印

朝 日 町 長 殿

口座振込依頼先

金融機関名	銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所						
預金種別	1 普通 2 当座	口座番 号						
フリガナ								
口座名義								